

令和7年5月1日から



盛土等には事前の許可または届出が必要です

宮崎県では令和7年5月1日に県内ほぼ全域を規制区域に指定し、規制を開始するので、下記に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要となります。

許可・届出の対象となる盛土の規模

▶許可対象

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖*を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² 超 3,000m ² 超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが盛土で高さが 2 m超 5 m超 かつ面積が 300m ² 超 1,500m ² 超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m ² 超 3,000m ² 超 となるもの
イメージ図		

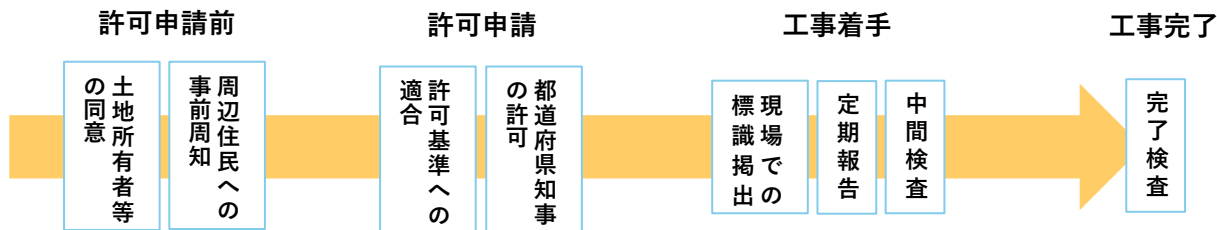
▶届出対象

＜特定盛土等規制区域のみ＞ ①～⑦の 赤文字 規模のもの

▶前記以外の届出対象

規制区域指定日に現に 赤文字 規模の工事を行っている場合は、令和7年5月21日まで 県（宮崎市については宮崎市）に届出が必要です。

手続きの主な流れ



重要!!

規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等が常にその土地を安全な状態に維持する必要があります。

お問い合わせ

宮崎県 県土整備部 技術企画課 技術調整担当
〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1
TEL：0985-26-7178

規制区域の詳細はこちらの二次元コードからご確認ください。

宮崎県 盛土規制法

検索

宮崎県HP

